

令和7年度練馬区立大泉第二小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本方針

いじめは重大な人権侵害であり決してゆるされないものである。

いじめは、どの学級でも、どのような場面でも起こりえるとの認識に立ち、日常的にいじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめを把握した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、保護者や関係諸機関との連携を図りながら学校の教職員全員で対応する。

2 防止基本方針の基本的な考え方

- (1) 全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、個々の教員の敏感な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応をする。
- (2) いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校・学級づくりを進めるとともに、児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。
- (3) いじめの未然防止・早期発見およびいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、管理職・教職員間の報告・連絡・相談を徹底し、機動的かつ組織的な対応を図るとともに、相談体制、保護者や地域への啓発など、学校状況に応じて児童の特性を踏まえた実効性のある取り組みをする。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめ等対策委員会の設置

いじめ等対策委員会のメンバーは、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学校いじめ対策教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員とする。

いじめ防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みを計画的に実施する。また、いじめを把握した場合には、早期解決に努めるとともに、再び同じいじめが繰り返されないようにする取り組みを計画・実施する。

(2) いじめ等対策特別委員会の設置

重大事態が発生した際は、校長、副校長、主幹教諭、いじめ対策担当等を中心とするいじめ等対策特別委員会を発足し、発生した事案の性質に応じて、教育委員会や警察等と連携を図るとともに、学校だけでは解決が困難ないじめ問題に対応するため、有識者による相談体制を整える。

4 いじめの未然防止に関する取り組み

(1) 教育活動全体を通じた取り組み

① 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むように学校の教育活動全体を通

じた道徳教育を推進する。また、道徳授業地区公開授業講座を活用し、保護者及び地域の方々とともに児童の健全育成について考える機会をつくる。

② 情報モラル教育の充実

道徳の授業や特別活動の授業等を通して、情報モラルに関する指導を行う。また、高学年児童を対象とした情報モラル教室、セーフティ教室を実施する。

③ 体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校行事、自然体験活動、集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実させる。

④ 自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実

児童が安心できる学校づくりを推進するとともに、児童の実態や発達段階に応じて児童一人一人が自己肯定感、自己有用感が感じられる学級経営に努める。児童が教科の特性に応じて主体的に授業で活躍できるような授業改善に努める。

(2) 児童の主体的な活動の促進

① 委員会活動の充実

代表委員会などの活動を通して、児童が自発的、自治的ないじめ防止を考え、自ら改善に向けた主体的な活動を推進するように指導する。

② ふれあい月間の活用

いじめ防止や克服に向けて、ふれあい月間やいじめ一層プロジェクト等を活用し、いじめ防止ポスターや標語、いじめ撲滅宣言等の取り組みを支援する。

(3) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを速やかに発見し、適切に対応するために、校内研修会（年間3回）や生活指導全体会を通して、いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上を図る。

5 いじめの早期発見・早期対応

(1) 定期的ないじめの実態把握

① 調査等による把握

ふれあい月間の取り組みとして実施する、年間3回の生活アンケートをもとに、いじめの早期発見に努める。

② 教職員による児童観察

授業中や休み時間の活動や児童とのふれあい等を通して、児童理解を丁寧に行い、交友関係の不安や悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。

また、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等との連携を密に行い、児童理解を適切に行う。

③ 教育相談の充実

相談ポストを設置したり、相談窓口を記載したお便りを発行したりするなどして、児童が躊躇することなく心のふれあい相談員等に自分の思いを表現できる環境づくりに努める。スクールカウンセラーによる教育相談活動を推進し、保護者対象の研修会を行うとともに、カウンセラーだよりを発行するなど、啓発に努める。

④ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

保護者会、学校だより等を通じて積極的にいじめに関わる情報発信・情報共有に努める。また、道徳授業地区公開講座における協議会やいじめに関わる講演会などを通して、いじめ問題の重要性について認識を広めるとともに、保護者を対象にインターネットや携帯電話等の利用などについての情報モラル教室を行い、情報モラルに関する啓発をする。

⑤ スクールカウンセラーによる5年生の全員面接

スクールカウンセラーと児童とのつながりを作り、児童がスクールカウンセラーへ相談しやすい環境を整えることにより、いじめ問題をはじめとする問題行動の未然防止及び早期対応を図る。

6 いじめへの対処

(1) いじめられる側の児童への支援

① 事実関係の聴取

いじめが発生した場合には、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分配慮し、いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧にきめ細かく聞き取りをする。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と連携を図り、児童に心理的負担を与えないように配慮する。

② 保護者と連携した支援

迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保に努め、できる限り不安を除去するなど、今後の対応を説明し理解と協力を求める。

(2) いじめる側の児童への支援

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導は、教育的配慮の下、全教職員が共通理解を図り、加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、毅然とした指導を行う。状況に応じ、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員との連携の下、加害児童の心のケアを行う。

② 組織的かつ継続的な指導と観察

いじめの背景を正確に把握し、いじめる側の児童の内面的理解に努めるとともに個の教員による単発の指導に終わることなく、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。

③ 保護者と連携した取り組み

いじめる側の児童の保護者に状況を伝え、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行うために保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

④ いじめの周囲の児童への指導

いじめを見て見ぬふりをする行為や助長につながる行為はいじめていることと同じであることを理解させるとともに、いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校・学級づくりに努める。

(3) 重大事態への対処

暴行や恐喝等のいじめの重大事案に対しては、警察、児童相談所などと連携して対応する。また、重大事態が発生した場合には、練馬区教育委員会へ報告し、法第 28 条及び国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。

(4) インターネット上でのいじめへの対応

5、6 年生及び保護者を対象とした情報モラル教室を行い、適切な携帯電話の使用方法やネットいじめに対する未然防止など、情報モラルについて理解を深めさせ、適切な判断力と行動力を身に付けさせる。

また、インターネット上の公開に掲示板や動画投稿サイト等で児童の個人情報が公開された場合には、名称や書き込み内容、画像等を保存・記録し事実を明確にするとともに、早急に保護者と相談し、対策を講じる。犯罪行為に関わるような悪質な内容については、教育委員会や警察に相談し対応する。

(5) 校種間及び関係機関との連携

① 卒業時等における的確な情報伝達

校区別協議会や卒業前の適切な時期に、児童が進学する中学校といじめに関わる情報連携に努め、的確な情報伝達を行う。

② 関係機関との連携

子ども家庭支援センター、児童相談所、教育相談室、学童クラブや児童館、福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。

(6) 学校におけるいじめ防止等の取り組みの点検

① 定期的ないじめに関する調査

年間 2 回の定期的ないじめ対応に関する教員向けの調査結果から課題を把握し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組む。

② 学校評価等における教職員による評価及び改善

いじめの未然防止や早期発見等いじめ問題に対する迅速かつ組織的な対応等の状況について学校評価やいじめ等対策委員会などで定期的に評価し、改善に努める。

7 付則

この「学校いじめ基本方針」は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。